

鳥 栖 市 耐 震 改 修 促 進 計 画



平成 2 2 年 3 月
(平成 3 0 年 2 月改訂)
鳥 栖 市 建 設 課

<目 次>

はじめに	1
耐震改修促進法改正の概要	2
第1章 耐震改修促進計画の概要	3
1－1 計画の趣旨・目的	3
1－2 計画の位置づけ	3
1－3 計画期間	4
1－4 対象地域	4
第2章 既存建築物の耐震化の現状	5
2－1 想定される地震規模	5
2－2 被害履歴	9
2－3 地震規模	10
2－4 被害想定	11
2－5 対象とする建築物の種類	12
2－6 調査方法について	12
2－7 緊急輸送道路の指定	14
第3章 建築物の耐震化目標	16
3－1 数値目標の設定	16
3－2 耐震改修促進に向けた役割分担	20
第4章 耐震改修促進のための総合的な取り組み	22
4－1 情報の提供・普及啓発	22
4－2 地震防災マップの作成と公表	22
4－3 パンフレットなど広報手段の活用	23
4－4 相談窓口の設置	24
4－5 支援制度・体制の整備	24
4－6 公的住宅の空家の活用による耐震改修の二次的支援	25
4－7 地域住民や関係機関との連携	26
4－8 公共施設の重要性を考慮した計画的な耐震化	28
参考資料	
資料1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	29
資料2 建築物の耐震改修の促進に関する法律 施行令（抜粋）	33
資料3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	36
資料4 昭和56年建築基準法改正の概要	41
資料5 鳥栖市地震防災マップ	43

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434名の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらした。

このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

この教訓を踏まえ、国は平成7年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。平成7年12月より施行）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできた。

しかし近年、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、わが国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広がっている。

このように建築物の地震対策が緊急の課題とされるなか、中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「耐震改修促進法」が平成17年11月7日に改正された。これを受け、政令や省令及び関連する国土交通省告示が平成18年1月26日から施行された。

この法改正において、国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」を定めたことにより、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する基本的施策の方向性等が示された。

鳥栖市においても、国、県と連携し、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、生活の安全・安心を確保し、建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するため、国の基本方針及び「佐賀県耐震改修促進計画」を勘案して、「鳥栖市建築物耐震改修促進計画」（以下「耐震計画」という。）を定めるものである。

なお、耐震化の取組については、次期計画を策定するまでは本計画によることとし、本計画に記載している耐震改修促進法の条文等については、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）により読み替えるものとする。

◆ 耐震改修促進法改正の概要

耐震改修促進法の制定（平成 7 年 1 0 月）

新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など大規模地震が頻発
どこで地震が発生してもおかしくない状況

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性
いつ地震が発生してもおかしくない状況

中央防災会議「地震防災戦略」

東海・東南海・南海地震の
死者数等を 1 0 年後に半減

地震防災推進会議の提言

住宅及び特定建築物の耐震化率
約 7 5 % → 9 割

耐震改修促進法の改正

国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
※都道府県 → 義務づけ 市町村 → 努力義務

- 道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施
- 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
(現行の指示等は、百貨店、劇場など不特定多数利用の建築物が対象)
- 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
- 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

- 耐震改修計画の認定対象※に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加
- 耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

地震による死者数・経済被害が減少

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ○東海地震の被害の軽減（耐震化の効果） | ○東南海・南海地震の被害の軽減（耐震化の効果） |
| 死者数 6, 7 0 0 人 → 3, 2 0 0 人 | 死者数 6, 6 0 0 人 → 2, 9 0 0 人 |
| 経済被害 1 1. 6 兆円減少 | 経済被害 1 8. 8 兆円減少 |

建築物の耐震化により緊急輸送道路や避難路が確保

仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与

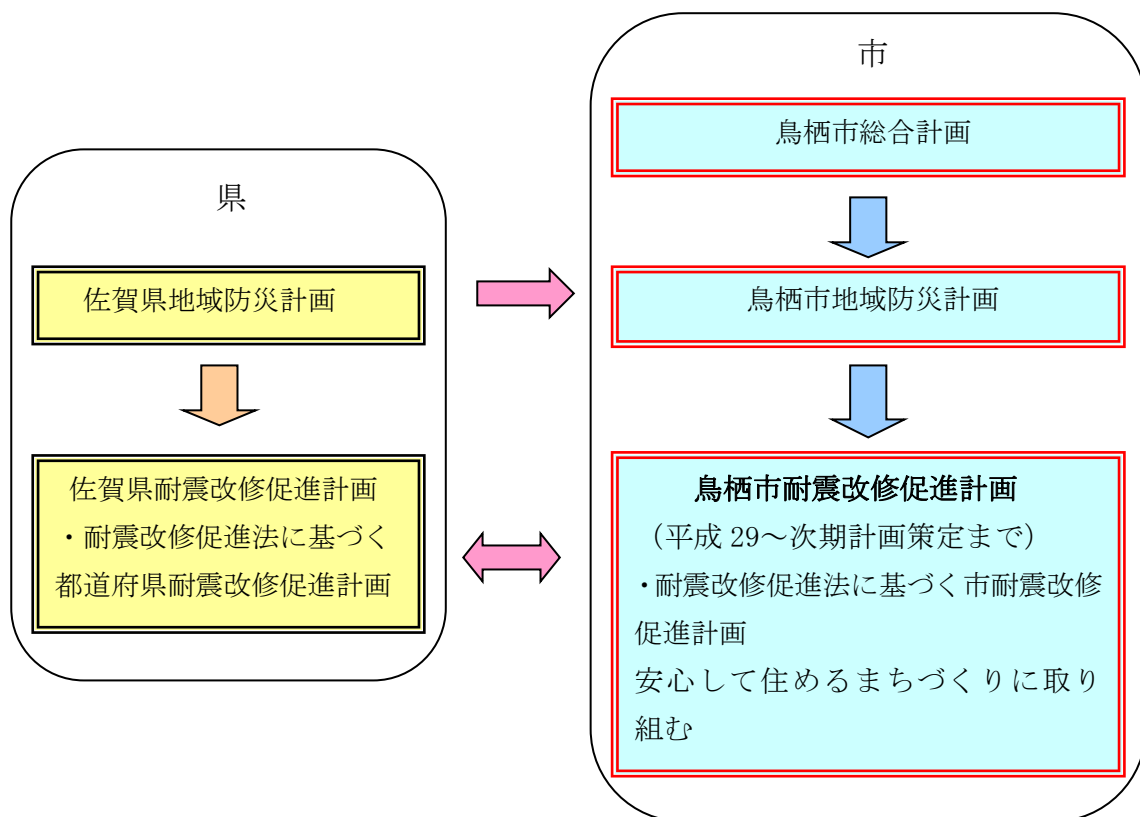
第1章 耐震改修促進計画の概要

1-1 計画の趣旨・目的

鳥栖市では、耐震改修促進法の改正を受けて、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市及び県が連携して、既存建築物の耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的として「鳥栖市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、鳥栖市総合計画、鳥栖市地域防災計画における震災対策に係る基本的な方針に基づき定めるものであり、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の啓発普及や措置等の事項を定め、市内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づけ、佐賀県耐震改修促進計画に掲げる諸施策等と連携させながら推進を図るものである。



1—3 計画期間

平成22年度より次期計画を策定するまでを計画期間として取り組むものとする。

なお、今後の社会経済情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、必要に応じて適宜、見直しを行うものとする。

1—4 対象地域

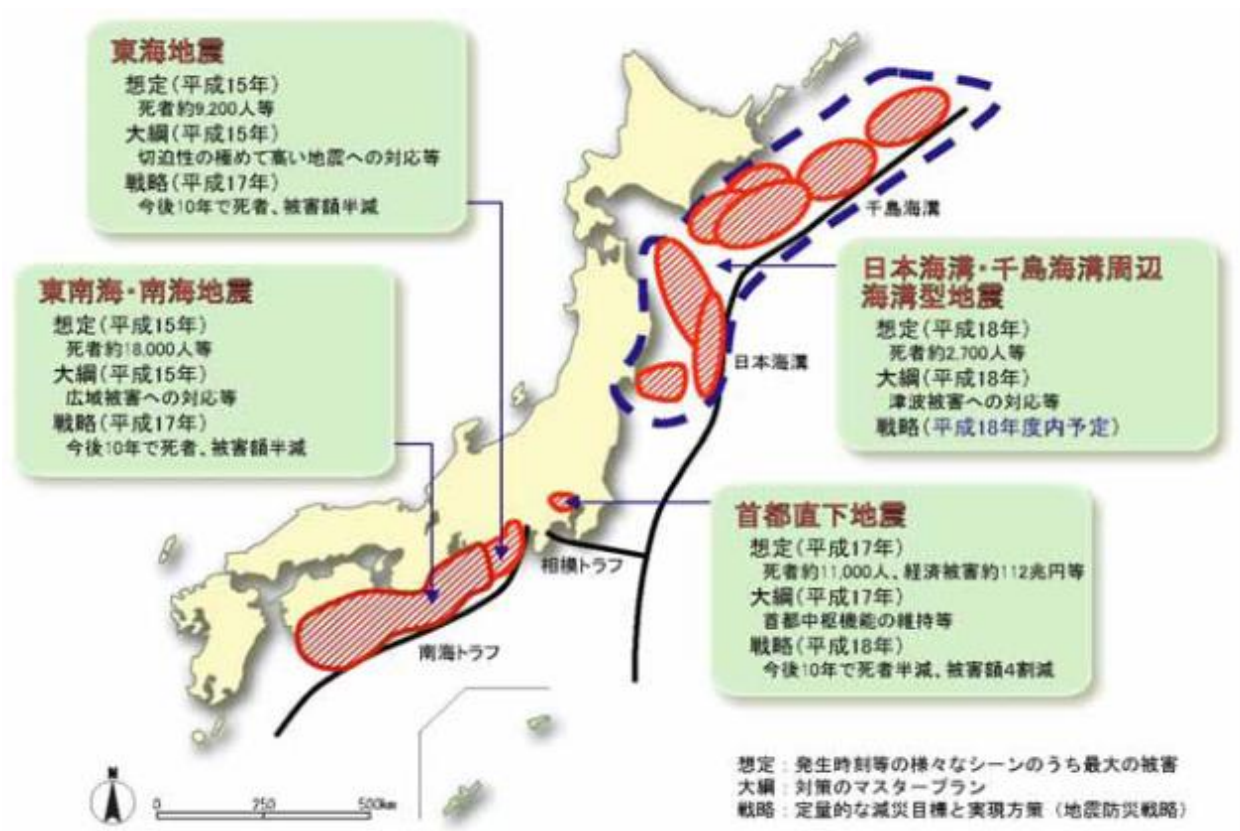
地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するという本計画の目的に鑑み、「市内全域」を計画の対象地域とする。

ただし、施策により、対象地域が法律その他の規定により定められている場合は、その規定によるものとする。

第2章 既存建築物の耐震化の現状

2-1 想定される地震規模

(1) 日本で想定される大規模地震



平成18年版「防災白書」より

(2) 鳥栖市で想定される地震

ア 自然条件(地質・地盤)

イ 地勢、地質

本市の地勢は北高南低であって、西北部には本市最高の九千部山(標高847m)を主峰として石谷山、城山と続いて山岳、山麓地帯を形成し、西部は朝日山(標高133m)があって南側へなだらかな丘陵地帯をなしている。

市の中心部は台地となって工場、交通、運輸施設、住宅、商店、学校等により市街地を形成し平坦部は東南に向かって開け、1,500ヘクタール余の水田地帯を擁して筑紫平野の一角を成している。

また本市の地質は、花崗岩及び新期洪積層からなる田代、麓地区の山間山麓地域と新期沖積層、旧期沖積層・新期洪積層からなる鳥栖・基里地区の台地と花崗岩、新期洪積層、旧期沖積層・新期洪

積層などが交錯した旭地区の丘陵及び平坦地域の3地域に分けられる。

ウ 地盤

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の例から明らかとなっている。

一般的に、地盤が柔らかいほど地震が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

鳥栖市内には、軟弱な沖積層が市南部を中心に分布しており、この地域で地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれがある。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも揺れの違いから大きな被害を受けることが分かっている。

エ 活断層

断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約200万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

地震の発生源となりうる活断層については、活断層研究会編「新編日本の活断層」（東京大学出版会 1991年）の認定によることが一般的であり、これには、存在の確かさ（確実度）、過去における活動の程度（活動度）等が評価されている。

佐賀県内の活断層は、確実度、活動度ともに小さく、川久保断層が最大であるが、活動度はそれほど高くないとされている。地震は、県境を越えて被害をもたらすので、県内だけの活断層ばかりでなく、鳥栖市に被害をもたらすような県外の活断層にも注意を払う必要があり、この場合、最も鳥栖市に影響を与えそうな活断層は水縄断層である。

県内に影響を与えると思われるおもな活断層

活断層名	所在地	長さ	確実度	活動度
水縄断層(みのう) ※	福岡県(久留米市等)	24.1 km	I、II	B、C
川久保断層	佐賀市	8.8 km	II～III	
男女神社付近	佐賀市、小城市	3.5 km	II～III	
真名子～荒谷峠付近	唐津市、福岡県	6.0 km	II	
西葉断層(さえ)	鹿島市	3.5 km	II	C
警固断層	福岡県福岡市～太宰府市	18.5 km	I	C

(注) 確実度 I：活断層であることが確実なもの
II：活断層であると推定されるもの
III：活断層の疑いのある形状

活動度 A：第四紀における平均変移速度 1～10 m／千年
B：〃 0.1～1 m／千年
C：〃 0.1 m以下／千年

※ 水縄断層は、動く間隔が1万2千年程度と非常に長く、最新活動時期は1千3百年前（西暦679年・筑紫地震）と推測され、断層活動による大規模な地震（マグニチュード7程度）の差し迫った発生の可能性は小さいとの調査結果が発表されている。

「鳥栖市地域防災計画より抜粋」

鳥栖市近くの断層

■ 磐固断層と水鏡断層

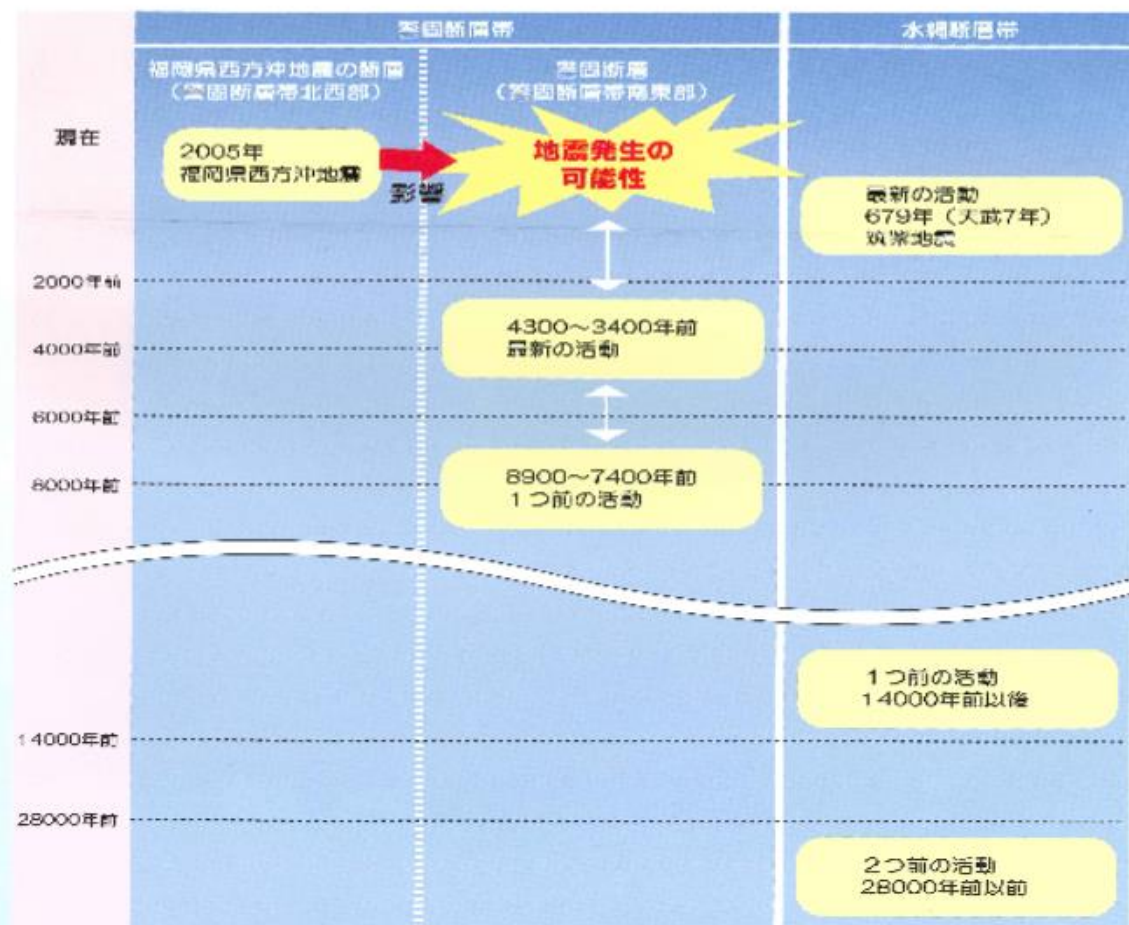
【磐固断層】

博多湾から筑紫野市にわたる全長約27kmの活断層であり、2005年に活動した福岡県西方沖の断層は磐固断層と一連の磐固断層帯であると考えられています。今後30年の間に0.3%～6.0%の確率で地震が発生する可能性があるとされており、全体が動いた場合マグニチュード7.2程度の規模が予想されます。



【水鏡断層】

福岡県うきは市厚羽町から同吉井町、久留米市田主丸町を経て久留米市市街地に至る全長約26kmの断層帯です。水鏡断層帯の平均的な活動間隔は1万4千年程度と言われており、679年(天武7年)の筑紫地震を引き起こした可能性があることから、今後30年間の発生確率はほぼ0%と言われています。



「鳥栖市地震防災マップより」

2-2 被害履歴

平成16年まで佐賀県において発生したこれまで記録に残る地震では、震度6弱以上のものはなく、発生頻度として年3回程度、震度は3以下がほとんどで、震度4以上の地震は、近年では、平成13年3月24日（震央 安芸灘）であり、その被害も大規模ではなかった。しかし、平成17年3月20日（震央 福岡県西方沖）に発生した地震では、佐賀県で初めてみやき町で震度6弱を記録し、鳥栖市においても震度5弱を記録した。

佐賀県における過去の主要被害地震

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記 事
679年一月一日 (天武7年)	筑紫国	6.5 ～	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐・対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落つ）有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不 明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (天明6年7月28日)	日向・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町屋の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟（眉山崩壊による津波被害）
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥 前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889年7月28日 (明治22年)	熊 本	6.3	神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1898年8月10～12日 (明治31年)	福岡県西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下。陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし

2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 西方沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測、 人的被害 重傷1名、軽傷14名 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件

佐賀県における過去の主要被害地震

(資料) 福岡管区気象台要報第25号(昭和45年3月)、第36号(昭和56年2月)

佐賀県災異誌第1巻(1964年3月)、第2巻(1974年3月)

日本被害地震総覧(1996年)

福岡管区気象台災害時自然現象報告書2005年第1号(平成17年4月)

2-3 地震規模

鳥栖市は、プレート・テクトニクス論による海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、市内において、これによる大規模な地震被害の可能性は低いと考えられる。

また、活断層に起因する内陸地震についても、県内及び市近郊に存在する活断層はいずれも確実度、活動度とも小さく、大地震発生の可能性は低く、さらに、過去鳥栖市に大きな被害をもたらした地震はないなど、地震での大規模な被害は考えにくい条件が揃っているとされてきた。

しかし、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震では、鳥栖市でも震度5弱を記録し、地震はいつでも、どこでも起きるものであることを再認識した。

想定地震の設定にあたっては、防災対策の前提となるものであり、常に最悪の事態の発生を考慮することが必要なことから、確実度、活動度ともに小さいが、鳥栖市近郊の活断層の中で、延長が最も長く、活動すれば被害が最大となると考えられる水縄断層が佐賀県境まで伸びていると仮定し、それに起因する地震を想定地震とする。

地震規模

想定地震	〔震源〕 水縄断層系 〔規模〕 M7.3
------	-------------------------

なお、この設定は、鳥栖市において水縄断層が将来地震を起こすという予測や可能性を示唆したものではない。

2-4 被害想定

被害想定は、最大で市域内の建築物被害が大破数約7,000件、人的被害が約260名に達するものと見込まれる。

被害項目		被害数量	
建築物被害	大破数	平均 585件	[最大 1,238件]

	中 破 数	平均 3, 1 7 7 件 [最大 5, 8 4 9 件]
炎上火災発生件数		平均 1 7 件 [最大 2 9 件]
人的被害	死 者 数	平均 2 7 件 [最大 6 1 件]
	負 傷 者 数	平均 8 6 件 [最大 1 9 9 件]
避 難 者 数		約 7, 0 0 0 人

「鳥栖市地域防災計画より抜粋」

- ※ 建築物の種類（木造、鉄骨、鉄筋）や建築物の建歴、及び地盤の種類（軟弱、堅固、液状化を考慮）で被災の確立を算出。
- ※ 表中、「平均」とは平均的な被害として、「最大」とは被害の上限に近いものとして考えられる数値。
- ※ 炎上火災件数は、冬の夕方住民による初期消火で消火できない火災の発生件数を算出。
- ※ 人的被害は、過去の地震統計から家屋の被災率と人的被災率の相関関係から算出。また、他の要因により増加する可能性もある。

【参考】警固断層による被害算出

警固断層による被害想定

建 物 被 害	建物棟数（棟）	約 2 7, 5 0 0 棟
	全 壊（棟）	約 6 0 0 棟
	半 壊（棟）	約 3, 5 0 0 棟
人 的 被 害	死 者（人）	約 3 0 人
	負 傷 者（人）	約 6 5 0 人
火 災 被 害	全 出 火（件）	9 件
	炎上出火（件）	6 件

「鳥栖市地震防災マップ 報告書より抜粋」

※1：液状化は考慮していない

人的被害の算出では大多数が住宅内におり、被害が最大となると考えられる朝5時を考えた。

2-5 対象とする建築物の種類

本計画で対象とする既存建築物は、本市内に存する、新耐震基準の施行された昭和56年5月31日以前に着工された住宅、耐震改修促進法第6条に定める特定建築物及び、防災上拠点となる建築物、並びに、災害時要援護者が利用する建築物とする。

※ 新耐震基準：宮城県沖地震(昭和53年M7.4)等の経験から、昭和56年6月1日に建築基準法施行令の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された。この基準

を「新耐震基準」という。

※ 耐震改修促進法第6条に規定する特定建築物：

平成18年1月26日に改正施行された耐震改修促進法で用途と規模等が定められた建築物。

2-6 調査方法について

① 一般住宅

住宅・土地統計調査を基に推計する。

② 特定建築物

特定建築物等の現状の耐震化は、平成18年度に県において市町別・建築用途別・規模別に集計した建築物台帳を作成しており、その結果を活用し、再確認を行う。

③ 防災上拠点となる建築物及び災害時要援護者が利用する建築物

庁舎・消防・学校・社会福祉施設など

耐震改修促進法第6条に定める特定建築物

用 途		特定建築物の規模要件		指示対象となる特定建築物の規模要件
		階数	面積(m ²)	面積(m ²)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	2	1,000	1,500
	上記以外の学校	3	1,000	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		1	1,000	2,000
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		3	1,000	2,000
病院、診療所		3	1,000	2,000
劇場、観覧上、映画館、演芸場		3	1,000	2,000
集会場、公会堂		3	1,000	2,000
展示場		3	1,000	2,000
卸売市場		3	1,000	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3	1,000	2,000
ホテル、旅館		3	1,000	2,000
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿		3	1,000	
事務所		3	1,000	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		2	1,000	2,000
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		2	1,000	2,000
幼稚園、保育所		2	500	750
博物館、美術館、図書館		3	1,000	2,000

遊技場	3	1,000	2,000
公衆浴場	3	1,000	2,000
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	3	1,000	2,000
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサー ビス業を営む店舗	3	1,000	2,000
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築 物を除く）	3	1,000	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成す る建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	3	1,000	2,000
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車 のための施設	3	1,000	2,000
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必 要な建築物	3	1,000	2,000
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める 数量以上の危 険物を貯蔵、 処理する全て の建築物		500
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道 路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするお それがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記 載された道路に接する建築物	全ての建築物		

2-7 緊急輸送道路の指定

災害時において、道路は、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、緊急輸送道路を指定し、その整備に努める。また、緊急輸送道路の指定については、県と調整を行い、緊急輸送道路ネットワークとの整合性を図る。

① 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道路、一般国道と高速自動車道路インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ道路

② 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に結ぶ道路

③ 第3次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路、あるいは第2次緊急輸送道路に接続し、防災対策上重要と考えられるその他の施設とを結ぶ道路

緊急輸送道路沿線等の優先的な耐震化

指定した緊急輸送道路沿線等の住宅・建築物については、国の支援制度である住宅・建築物耐震改修等事業を積極的に活用し、沿線建築物の所有者に対し支援事業の周知を図るとともに、平成29年度までに重点的・優先的に耐震診断・改修を促進する。



「佐賀県緊急輸送道路網図より」

第3章 建築物の耐震化目標

3—1 数値目標の設定

- ・対象とする住宅についての耐震診断は、目標年次（平成29年度末）までに完了するものとする。重点目標に掲げる特定建築物等の耐震診断については、平成24年度末までに完了するものとする。
- ・目標年次（平成29年度末）における住宅の耐震化率の目標は、約90%とする。
- ・特定建築物の耐震化率の目標については、約90%とする。
- ・防災上拠点となる建築物等及び災害時要援護者が利用する建築物については、100%の耐震化を図るものとする。

（1）目標設定の考え方

鳥栖市では、耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号）」及び住宅・建築物の地震防災推進会議の「提言 住宅・建築物の地震防災対策の推進のために（平成17年6月10日）」等（以下、「国の基本方針等」という。）を踏まえ、平成29年度の耐震化率の目標を90%としながら、建築物の用途、役割を考慮し、重点目標を設定する。

■ 国及び佐賀県の耐震化率の目標（平成27年度末）

		佐 賀 県	国
住 宅		66.1% → 90%	約 75% → 9割
特定建築 物	防災上重要な建築物	70.3% → 100%	約 75% → 9割
	災害時要援護者が利用する施設	70.2% → 100%	
	その他の特定建築物	79.0% → 90%	

（2）防災上重要な建築物の現状と目標

防災上重要な建築物の耐震化率の目標：100%（平成29年度末）

地域防災計画に位置づけられた次の建築物については、建築物利用者の身体・生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策拠点機能、救護活動施設や避難収容施設としての重要な役割がある。そのため、これらの建築物の耐震性の確保は非常に重要であるため、耐震化率の目標を100%とする。

《防災上重要な施設》

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	市庁舎
救護活動施設	消防関係施設

避難場所として位置づけられた施設	学校、公民館、老人福祉センター
------------------	-----------------

※ 「鳥栖市地域防災計画」に規定する地震防災上重要な建築物には、「多数の者が利用する施設・・・図書館、福祉施設など」含まれるが、特定建築物でカウントすることとする。

	全棟数	S57以降 建設棟数	S56以前 建設棟数	耐震化率の推計 【H21年現在】
防災上重要な施設	34	19	15	97.1% (33/34)

(耐震性を有する棟数/全棟数)

(3) 災害時要援護者が利用する建築物の現状と目標

災害時要援護者が利用する建築物の耐震化率の目標：100%（平成29年度末）

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の建築物については、利用者が災害時の要援護者であることから地震発生時に他の建築物と比較して被害が拡大するおそれがあること、特定建築物に該当しない低層の建築物などが多いことを考慮し、特定建築物に限らず特定建築物以外の建築物についても、耐震化率の目標を100%とする。

	全棟数	S57以降 建設棟数	S56以前 建設棟数	耐震化率の推計 【H21年現在】
災害時要援護者が利用する施設(学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等)	75	47	28	84.0% (63/75)

(耐震性を有する棟数/全棟数) ※ 県建築物については含めず

(4) 特定建築物の現状と目標

特定建築物の耐震化率の目標：92%（平成29年度末）

平成21年時点で国・県の目標達成済み

「防災上重要な建築物」及び「災害時要援護者が利用する建築物」以外の特定建築物は市内に211棟あり、このうち新耐震基準が定められたS56以前の建築物が51棟で全体の24%を占めており、特定建築物の耐震化の状況は全体平均で90.52%と推計される。これらの特定建築物については、耐震化に向けた適切な施策の実施により耐震化率の目標を、92%とする。

	全棟数	S57以降 建設棟数	S56以前 建設棟数	耐震化率の推計 【H21年現在】
--	-----	---------------	---------------	---------------------

その他の特定建築物	211	160	51		90.52% (191/211)
-----------	-----	-----	----	--	---------------------

(耐震性を有する棟数／全棟数)

(5) 住宅の現状と目標

住宅の耐震化率の目標：90%（平成29年度末）

本市の住宅について、平成15年住宅・土地統計調査等を基に耐震化状況を推計した結果、平成21年総住宅ストック数約24,500戸のうち、5,400戸が「耐震性なし」であり、19,100戸が「耐震性あり」となっており、耐震化率は、約78.2%である。

耐震改修工事の状況は、平成15年住宅・土地統計調査によると、耐震工事をした住宅の割合は2%程度と低い水準にとどまっている。

耐震改修と新築や建替による耐震化された住宅の増加を合わせて、最終的に90%の達成を見込むものとする。

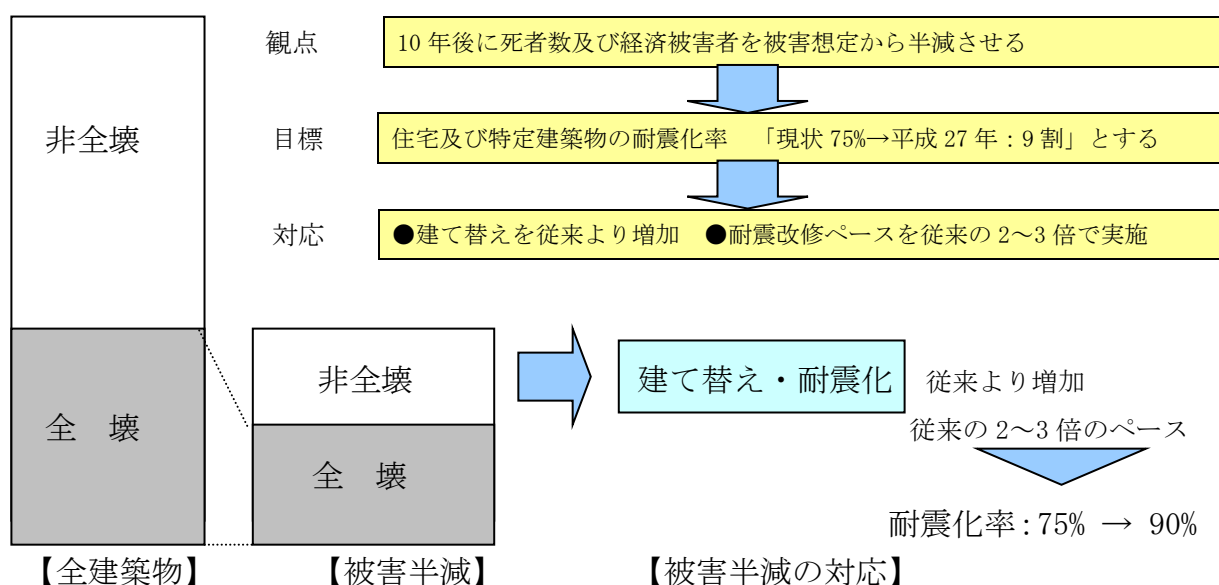
目標の達成のためには、特に戸数が多く耐震化率の低い「戸建て住宅」の耐震改修による促進化の促進が重要となる。

	全棟数	S57以降 建設棟数	S56以前 建設棟数	耐震化率の推計 【H21年現在】
住宅	24,500	17,900	6,600	78.2%

(耐震性を有する棟数／全棟数)

《参考》 国が示す目標設定の考え方

中央防災会議の「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」では、「平成27年までに、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させる観点から、住宅及び特定建築物の耐震化率を少なくとも90%にすべき」としている。また、その対応として、建て替えを従来より増加させ、耐震改修を従来の2～3倍のペースで実施することが示されている。



具体的には、以下の目標値を定め、目標達成に必要な戸数や棟数を明らかにしている。

住宅の目標：耐震化率：約75%→9割

特定建築物の目標：耐震化率：約75%→9割

	平成15年推計値		平成27年目標
住宅 総数	約4700万戸		約4950万戸
うち耐震性あり	約3550万戸(75%)		約4450万戸(90%)
うち耐震性なし	約1150万戸(25%)		約500万戸(10%)
特定建築物 総数	約36万棟		約40万棟
うち耐震性あり	約27万棟(75%)		約36万棟(90%)
うち耐震性なし	約9万棟(25%)		約4万棟(10%)

【住宅】現状の耐震化戸数	
改修	約5万戸／年
建替え	約40万戸／年
【特定建築物】現状の耐震化戸数	
改修	約1千棟／年
建替え	約1千棟／年



◆目標達成に必要な戸数	
改修	約10～15万戸／年
建替え	約45～50万戸／年
◆目標達成に必要な戸数	
改修	約3千棟／年
建替え	約2千棟／年

3-2 重点区域等の設定

地震発生後の災害対策拠点機能を確保することや、建築物利用者の状況及び建築物の立地状況等による甚大な被害を軽減する観点から、

- ・地域防災計画に位置づけられた防災上重要な建築物
- ・災害時要援護者が利用する建築物
- ・倒壊時の影響が大きいDID 地区内や緊急輸送道路沿道の建築物

など、早期に取り組む必要のある建築物の耐震化を重点的に推進するものとする。

これらの早期に取り組む必要のある建築物の耐震改修を促進するためには、耐震診断により建築物の耐震性を確認することが必要なことから、まずは、耐震診断の実施を推進する。

3-2 耐震改修促進に向けた役割分担

改正された耐震改修促進法では、計画的な耐震化を推進するため、国、県、市、国民のそれぞれの主体の努力義務が規定されている。

県、市、関係団体及び建築物所有者は、適切な役割分担のもとに、それぞれ連携しながら住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとする。

関係主体が適切な役割分担のもと、相互に連携しながら耐震化に取り組む

◆ 関係主体の役割

関係主体	役割分担
国	・基本方針の策定 ・支援、普及啓発、環境の整備 ・所有建築物の耐震改修の実施 ・情報提供、技術開発
県	・耐震改修促進計画の策定 ・法に基づく指導等 ・所有建築物の耐震改修の実施 ・支援、普及啓発、環境の整備 ・市町村支援
市	・耐震改修促進計画の策定 ・支援、普及啓発、環境の整備 ・所有建築物の耐震改修の実施
関係団体	・普及啓発 ・情報収集、情報提供
所有者	・所有建築物の耐震改修の実施 ・ブロック塀の倒壊防止、家具の転倒防止など

第4章 耐震改修促進のための総合的な取り組み

4-1 情報の提供・普及啓発

地震による住宅・建築物の損壊は、物的被害にとどまらず生命の安全をも脅かすおそれがあることを広く周知し、耐震改修の必要性を訴えていく必要がある。

このため、地震災害の可能性についての正しい情報を提供するとともに、防災教育や地域における地震対策の活動促進を通じて、防災意識の高揚、知識の普及に努める。

また、耐震診断・耐震改修についての行政による支援等についての広報・普及活動を行う。

4-2 地震防災マップの作成と公表

1 「地震防災マップ」作成の目的

阪神・淡路大震災では、犠牲者の約8割以上が住宅等の倒壊による圧死であった。このような大きな被害をもたらす地震から人命、財産を守るためには、住宅等の耐震化が重要であり、これを進めていくことが急務となっている。

しかしながら、新耐震基準以前の住宅・建築物の約6割が耐震性に問題があるにもかかわらず、耐震化への第一歩である耐震診断すらなかなか行われていないのが現状である。

住宅等の耐震化を効果的に推進するためには、この「地震防災マップ」活用し、作成・配布し、身近に地震時の危険性を感じてもらうことで、地震に対する備えの必要性を普及啓発し、住宅所有者等の防災意識の高揚を図っていく。

※ 「揺れやすさマップ」

地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から、地域の揺れやすさを一般的になじみのある『震度』により評価したマップで、市民が居住地を認識可能な縮尺、50mメッシュで詳細に表現したもの

(イ) パンフレットの作成・配布

建築物所有者に対して耐震化を啓発するため、国の支援制度を活用し市町と連携して耐震診断・改修に関する有益な情報を盛り込んだパンフレットを作成し、広く市民に伝わるよう積極的に配布を行う。また、耐震診断を受けていない建築物所有者への配布や防災関連のイベントでの集中配布など効果的な配布手法により、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を推進する。

(ウ) 「佐賀県がばい耐震の家」、「佐賀県安全住まいづくりサポートセンター」のホームページや（財）日本建築防災協会のホームページなどを紹介する。

「誰でもできるわが家の耐震診断」（財団法人 日本建築防災協会）
http://www.kenchiku-bosai.or.jp/wagayare/taisin_flash.html

「佐賀県がばい耐震の家」
http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kurashi_anzen/sumai/taishin/index.html

4—4 相談窓口の設置

市役所建設課に相談窓口を設置して、具体的な支援策についてきめ細かな情報提供と制度活用への誘導を図る。

4—5 支援制度・体制の整備

国の「住宅・建築物耐震改修等事業」の耐震診断補助制度を活用するとともに、本市独自の耐震診断助成制度を創設し、耐震診断の早期実施の促進を図る。

- 地震発生後の災害対策拠点機能を確保することや、建物利用者の状況及び建物の立地状況等による甚大な被害を軽減する観点から、新耐震基準以前に建設された建築物で、
 - ・ 地域防災計画に位置づけられた防災上重要な建物
 - ・ 災害時要援護者が利用する建物
 - ・ 倒壊時の影響が大きいDID 地区内や緊急輸送道路沿道の建物など、早期に取り組む必要のある建物の耐震化を重点的に推進する。
- 建物の耐震改修を促進するためには、耐震診断により建築物の耐震性を確認することが必要なことから、民間賃貸住宅（木造）の耐震診断の実施を推進する。

4—6 公的住宅の空家の活用による耐震改修の二次的支援

(1) 特定優良賃貸住宅の空家活用

住宅の所有者が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、法第5条第3項第2号では、特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅を含む）を仮住居として活用できるとされており、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（特定優良賃貸住宅法）の特例により、特定優良賃貸住宅への入居を認め、耐震改修の二次的支援として空家の活用を図る。

◆ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（特定優良賃貸住宅法）の特例

施策の具体的内容	認定事業者が特定入居者に特定優良賃貸住宅の空家を一定期間賃貸するに際し、特定優良賃貸住宅の認定に係る権限を有する都道府県知事による承認を得なければならないこととする。
----------	---

◆ 各種優遇税制の活用

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成18年度税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。これは、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を行った個人及び法人が受けることができる特別控除や減額措置、特別償却等の措置を定めたものであります。このうち所得税の特別控除については、本計画の策定及び耐震改修に対する補助事業の実施により適用になります。

参考：国土交通省ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jutakukenntiku/house/18zeisei/18zeiseikaisei0403.pdf>)

ア 住宅に係る耐震改修促進税制（所得税及び固定資産税）

(ア) 所得税

個人が、平成18年4月1日から平成25年12月31日までに、耐震改修促進法26に基づく耐震改修促進計画により定められた住宅耐震改修の補助事業を行っている区域内において、昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅を、現行の基準に適合させるための耐震改修を行った場合、当該耐震改修に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除できます。

但し、特別控除を受けようとするものが自ら居住の用に供するものに限りします。

(イ) 固定資産税

昭和57年1月1日以前から所在する住宅を、現行の基準に適合する耐震改修を行い、当該耐震改修に要した費用が1戸あたり30万円以上であった場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）を以下のとおり減額されます。

- ・平成18年～21年に耐震改修が完了した場合：3年間 1／2に減額
- ・平成22年～24年に耐震改修が完了した場合：2年間 1／2に減額
- ・平成25年～27年に耐震改修が完了した場合：1年間 1／2に減額

4-7 地域住民や関係機関との連携

- ・ 地域の防災組織や校区単位の講習会など、地域の行事と連携した防災教育を推進する。
- ・ 地域における住民、市内建築関係業界、有志団体等の活動への支援策等とあわせ、情報提供や相談等の体制を整える。

自主防災組織の育成（市・消防署）

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、災害時要援護者への援助、避難及び避難場所での活動を自主的に行うことが重要である。

このため、自治会を単位として、自主防災組織の結成を推進するとともに、防災関係機関との連携による訓練実施や防災知識の普及活動について支援を行い、自主防災組織の育成に努めていく。

また、自主防災組織による防災訓練等の活動については、女性の参画促進に努めるものとする。

自主防災組織の結成状況

地区	町区	地区	町区
鳥栖地区	秋葉町	基里地区	曾根崎町
	今泉町		水屋町
	真木町		飯田町
	高田町		原町
	安楽寺町		姫方町
	つばさ鳥栖		幡崎町
鳥栖北地区	本鳥栖町		桜町
	布津原町		松原町
田代地区	田代外町	麓地区	桜ヶ丘町
	弥生が丘東区		一本杉区
	弥生が丘中央区	旭地区	西新町
	弥生が丘南区		幸津町
基里地区	酒井西町		西田町
	酒井東町	計	27町区

防災訓練

- 1 鳥栖三養基地区消防総合訓練等の実施〔消防署・市〕
大規模災害時を想定し、「鳥栖三養基地区消防総合訓練」を実施する。
- 2 地域防災訓練の実施〔消防署・市〕

住民参加による自主防災組織等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を、主に①情報伝達②避難誘導③出火防止④救出救護⑤給食給水について行う。

3 鳥栖三養基地区健康危機管理合同実施訓練又は図上訓練の実施（保健福祉事務所・関係機関）

災害発生時に迅速かつ的確な初動対応を行うための訓練を実施する。

4 各防災機関訓練の実施〔各防災機関〕

各防災機関は、防災活動を円滑かつ迅速に実施するため、訓練を実施する。また、市・県が行う防災訓練に参加する。

5 職員の参集、通信連絡訓練の実施〔関係機関〕

職員の迅速かつ適切な災害配備体制を確保するため、職員の参集、通信連絡訓練を実施する。

6 公共建築物に対する耐震改修促進の取組み

公共建築物については、災害時の防災拠点・活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスを継続的に提供する必要がある。

このため、平常時の利用者の安全確保だけではなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震性確保が求められるとの認識のもと、耐震化の促進に取り組む必要がある。

「鳥栖市地域防災計画より抜粋」

4－8 公共施設の重要性を考慮した計画的な耐震化

（１）震災時における市有建築物の役割

市有施設については、震災時に避難場所、被害情報収集、震災対策の指示などに活用され、多くの公共建築物は震災時の災害活動拠点として活用される。

このため、平常時の利用者の安全確保だけではなく、震災時の拠点施設としての機能確保の観点からも、市有施設の耐震性確保は重要な問題である。

（２）市有建築物の取組み

災害時における避難場所となる公共施設で新耐震設計基準以前に建設された建築物については、平成１８年度までに耐震診断を行っており、耐震改修についても、耐震結果に応じ、随時、耐震改修を行っていく。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の佐賀県耐震改修促進計画耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項 に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命

令若しくは条例の規定(第八条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定(略)

第五章 建築物の耐震改修に係る特例(略)

第六章 耐震改修支援センター(略)

第七章 罰則(略)

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第二条 法第六条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項 に規定する毒物又は

同条第二項 に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第六条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第四条 法第六条第三号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第五条 法第七条第二項 の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

- 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項 の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）床面積の合計が二千平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
 - 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
 - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの
- （ 以下 略 ）

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(同年三月)において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいうについては速やかに建築。）基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千百五十万戸(約二十五%)が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは五年間で約三十二万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって階数が三以上かつ延べ面積が千平方メートル以上の建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、約三十六万棟のうち、約九万棟(約二十五%)が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(中央防災会議決定)において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五%を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸(うち耐震改修は約百万戸)、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟(うち耐震改修は約三万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物

の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性。)等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。)を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

○ 建築基準法施行令の改正

1981 年(昭和56 年)6月1日、「新耐震基準」が施行された。

この日以降に建築確認を受けた建物に対して新耐震基準が適用された。

1. 「新耐震基準」の目的

「新耐震基準」の目的は、中程度(震度5 程度)の地震の際には建物が壊れないようにすることであり、強い地震(震度6 程度)の際には建物の倒壊を防ぎ、中にいる人の安全を確保できるようにすることである。

この基準を満たしていれば、阪神・淡路大震災級の地震でも、建物そのものは倒壊することはない。ただし、建物は大丈夫でも、揺れの大きさによっては、家具などの倒壊による生命の危険が考えられる。

	中地震時(一次設計)	大地震時(二次設計)
推定震度(想定加速度)	震度5 程度(80～100 ガル)	震度6 程度(300～400 ガル)
層間変形角	1/200 以下	1/100～1/50
構造部材の状況	部材は全て許容応力度内にあり、大きなひび割れは起こらない	降伏する部材も出るが、粘りにより地震エネルギーを吸収し、倒壊は起こらない
非構造部材の状況	外装材の損傷はあっても軽微に留まる	外装材に損傷が出る建築設備に損傷が出る
再使用	補修が必要な場合も軽微な補修で再使用	再使用には慎重な調査を要する

2. 新耐震設計法による改正の内容

1) 地震によって建物にかかるであろう力の大きさの算定方法の変更が行われた。

建物の設計で使う建物にかかる地震力を算定する場合に、地震時の建物の揺れ方の性質や建物の建っている地盤の性質を加味することとなった。

そのため、実際に建物にかかる地震力に近いものを算定して建物の設計を行うことが出来るようになり、設計するにあたって旧耐震基準よりも正確に地震による力を見積もることができるようになった。

2) 構造別の構造規定見直し

木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造など構造別に構造規定の見直しが行われた。

鉄筋コンクリート造では

- ・RC柱の帯筋比の規定の新設(0.2%以上)
- ・保有耐力(建物の柱や梁が持っていなければならない耐力:DS. F_{es}) 考え方の導入
- ・層間変形角(地震などの横揺れにより建物に変形する時、階層の床と真上または真下の床との、水平方向に於ける変形の角度)の導入

木造では

- ・必要壁量の改正(昭和34年の壁量に対して、ほぼ1.5倍となった。)
- また、構造用合板や石膏ボード等の面材を貼った壁などが追加された。
- ・軸組の種類と壁倍率の改正

必要壁量

(単位 cm/m²)

建築物の種類	平屋		2階建		3階建	
	1階	1階	2階	1階	2階	3階
屋根及び壁の重い建築物	15	33	21	50	39	24
屋根の軽い建築物	11	29	15	46	34	18

軸組の種類と壁量の倍率の変遷

軸組の種類	倍 率		
	S25年改正	S34年改正	S56年改正
土塗壁、裏返しをしないもの	0.5	0.5	0.5
土塗壁、裏返しをしたもの	0.5	1.0	0.5
木ずり壁、片面	0.5	1.5	0.5
木ずり壁、両面	0.5	3.0	1.0
3つ割り筋かい、径12mm の鉄筋筋かい	2.0	1.5	1.5
2つ割り筋かい	2.0	3.0	2.0
柱同寸筋かい	4.0	4.5	3.0
柱同寸筋かいのたすき掛け	8.0	6.0	5.0

鳥栖市地震防災マップ

震害想定によるマグニチュード7.5の地震を想定して作成した防災マップです。今後30年の間に0.3%～0.7%の確率で地震が発生する可能性があると予測されています。

鳥栖市地震防災マップの概要

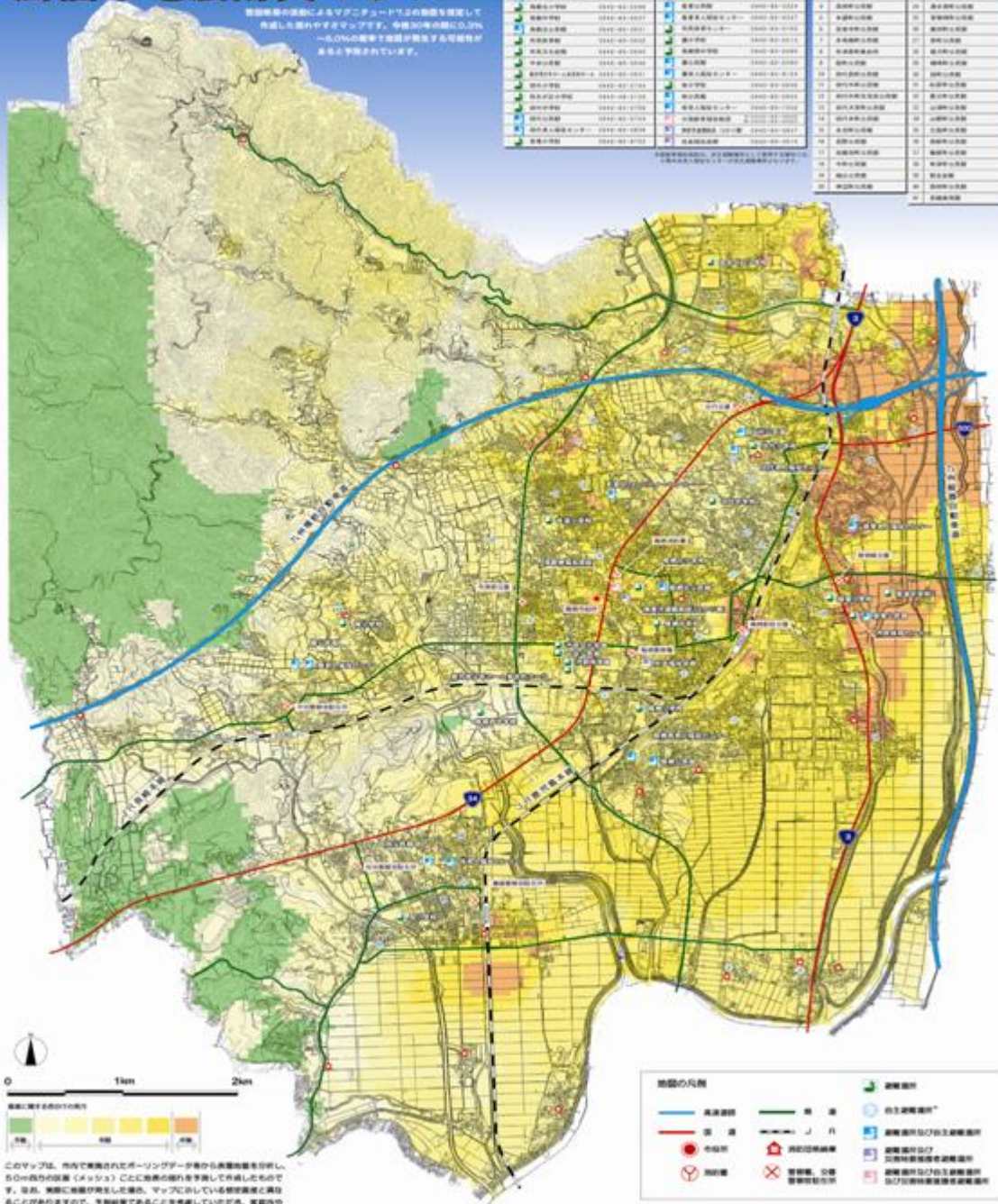
鳥栖市役所	0342-82-1100	鳥栖市立第一中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第一中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第二中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第二中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第三中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第三中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第四中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第四中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第五中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第五中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第六中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第六中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第七中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第七中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第八中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第八中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第九中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第九中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第十中学校	0342-82-1100

鳥栖市地震防災マップの概要

鳥栖市役所	0342-82-1100	鳥栖市立第一中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第一中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第二中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第二中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第三中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第三中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第四中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第四中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第五中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第五中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第六中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第六中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第七中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第七中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第八中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第八中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第九中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第九中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第十中学校	0342-82-1100

鳥栖市地震防災マップの概要

鳥栖市役所	0342-82-1100	鳥栖市立第一中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第一中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第二中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第二中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第三中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第三中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第四中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第四中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第五中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第五中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第六中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第六中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第七中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第七中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第八中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第八中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第九中学校	0342-82-1100
鳥栖市立第九中学校	0342-82-1100	鳥栖市立第十中学校	0342-82-1100



このマップは、市内で実施されたボーリングデータ等から震害地帯を分析し、50m四方の区画（メッシュ）ごとに地震の揺れを予測して作成したものです。なお、実際に地震が発生した場合は、マップに示している想定震度と異なることがあつたりますので、予測結果であることを考慮していただき、家屋内や道路内での地震発生時にご注意ください。

このマップに関するお問い合わせ先
鳥栖市役所 総務課 防災対策課
〒854-8501 鳥栖市 0342-82-1100



※自治避難場所
自治避難所とは、地震発生時に避難場所が確保できない場合に、自治体で指定する避難場所です。自治体の指定する避難場所（セーフティゾーン）は、自治体の指定する避難場所（セーフティゾーン）に指定されています。自治体の指定する避難場所（セーフティゾーン）は、自治体の指定する避難場所（セーフティゾーン）に指定されています。自治体の指定する避難場所（セーフティゾーン）は、自治体の指定する避難場所（セーフティゾーン）に指定されています。



平成20年3月
鳥栖市

■平成以降に大被害を出した地震

出典：筑紫行。福岡県酒造のり子一〇五〇

Y 過去の最大震度6以上の地震



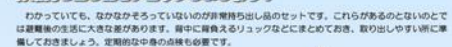
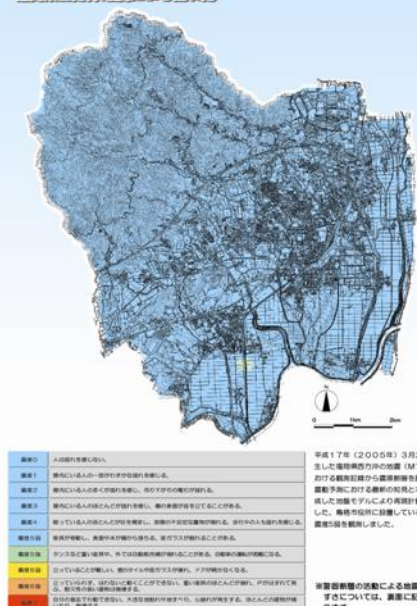
「揺れやすさマップ」とは、地盤の状況とそこで起こりうる地震の震害から、地域の揺れやすさとして表したものです。

地域による揺れの大きさは、その土地の表面地盤の特性と、震源距離規模と距離によって大きく異なります。そのため、表面地盤の揺れやすさを評価する際に、地盤に起こることはとても重要な区画です。今回は、地盤には揺れやすさを持つ条件をふまえて、市の全域で約50kmの区域（メッシュ）を分割して「山地、谷地、谷、居住地など」の判定を行い、市内周辺も含めて約1,000本の調査地点資料を収集して地域の揺れやすさを評価しました。



【例 10】(2013 年 10 月 10 日)

【水郷新景】
福崎県うきは市浮羽町から陸吉町、久留米市田主丸町を経て久留米市市街地に至る全長約26kmの断崖を
巡る。水郷新景等の平均的な活動間隔は1万4千年程度と言われており、679年(天武7年)の筑紫地誌を
引き起こした可能性があることから、今後30年間の発生率はほぼ0%と告げられています。



- ①正しい傾斜を得る
正面に傾斜がないようにすることが大切です。ラジオやテレビが傾斜が起きる番組で視聴しているとき、正しい傾斜を得る。
- ②両肩は水平で
両肩が水平で、頭、首、背、腰、足が一直線になるようにすることが大切です。お尻や背の骨が丸くなるのを防ぐことができます。
- ③あぐらで寝るべきではない
あぐらで寝ると、首、肩、背、腰の筋肉が緊張し、肩こりや腰痛の原因になります。あぐらで寝ることは、体に負担がかかるので避けてください。
- ④急激な動きは避けて
急激な動きは避けて、ゆっくりとした動きで動くことが大切です。急激な動きは、体に負担がかかるので避けてください。

● 柱所では… ● 壁面にいたら… ● 外を歩いているときは… ● 車のそばにいたるときは…
● 地下面にいるときは… ● 川沿いの低地や埋立地にいるときは…

実際に災害が発生したとき、家の中で、または外出先で、家族がそれぞれどのような行動をとるべきか、『家族の安全は家族全員で守る』ために年に一度は家庭での防災対策を話し合い、次のことを確認しましょう。

- 家具が凶器にならないようにしましょう！



災害用伝言ダイヤルは、地震などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に利用が開始される声の伝言板です。

